

東郷町予防接種健康被害調査委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、東郷町予防接種健康被害調査委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長が実施する予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第1項に規定する予防接種をいう。）に関し、当該予防接種に起因すると思われる健康被害その他必要な事項の調査等を行うため、東郷町予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町内医師を代表する者
- (2) 町の区域を管轄する保健所長
- (3) 副町長
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初の委員会

の会議は、町長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。